

懸賞金付自由金利定期預金（自動継続M型）規定

この預金は本規定を含む当金庫所定の規定、および懸賞金付定期預金募集要領により取扱います。

1. 【懸賞金の抽選権】

この預金には1口（10万円）につき1本の懸賞金抽選権をつけます。

2. 【自動継続】

- (1) この預金は、証書（通帳）表面記載（以下、「表面記載」という）の満期日に店頭表示の懸賞金付定期預金募集要領をご承認いただいたものとして前回と同一の期間の懸賞金付自由金利定期預金（自動継続M型）に自動継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の募集・継続を中止（以下、「募集中止」という）した場合の継続後の利率については、後記5. (2) によるものとします。
- (3) 継続後の懸賞内容は継続時の募集要領に従います。
- (4) 継続を停止するときは、満期日（継続したときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があった時は、この預金は満期日以後に支払います。

3. 【抽選番号】

- (1) 抽選番号は表記載の通りとします。
- (2) 満期継続以後の抽選番号はコンピューターで自動採番し、採番された抽選番号は当金庫より書面でお知らせします。なお、お手元の証書（通帳）を店頭にお持ちいただいた場合は、継続後の明細とともに抽選番号を記載します。

4. 【当選のお知らせ】

表面記載の抽選番号または満期継続以後に採番された抽選番号が当選したときは、当金庫より当選者宛に書面でお知らせします。

5. 【募集中止後のお取扱】

- (1) 当金庫の都合で「募集中止」をする場合は、「募集中止」の旨を店頭に表示してお知らせするとともに、当金庫より書面でお知らせします。
- (2) この場合、事前にご連絡のないかぎりこの預金は満期日（継続したときはその満期日）に前回と同一の期間の自動継続自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）に自動的に継続の取扱いをするものとし、継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

6. 【証券類の受入れの禁止】

この預金は、小切手その他の証券類で受入れることはできません。

7. 【利息】

- (1) この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数および表面記載の利率（継続後の預金については前記2. (2) の利率、募集中止後の預金については前記5. (2) の利率）によって計算し、満期日に支払います。
- (2) この預金の利息は、満期日に指定口座へ入金します。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (4) 当金庫がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときはその継続日）から解約日の前日までの日数により次の預入期間に応じた利率（小数点以下第4位以下は切捨てます）によって計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6ヵ月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金利率
 - ② 6ヵ月以上1年未満・・・・・・・・表面記載（継続後の預金については前記2. (2)、募集中止後の預金につ

いては前記 5. (2) の利率×50%

(5) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として計算します。

(6) この預金の利息には 20.315% (国税 15.315%・地方税 5%) の税金がかかります。

※平成 25 年 1 月 1 日～令和 19 年 12 月 31 日に受け取るお利息には、復興特別所得税が上乗せされ、20.315% の税金がかかります。マル優利用の場合は税金はかかりません。

8. 【懸賞金】

(1) 表面記載の抽選番号、または採番された抽選番号が当選したときは、裏面の募集要領記載の懸賞金を指定口座へ入金します。

(2) この懸賞金は、お客様によるお支払手続きが懸賞金の支払開始日の翌日以降 5 年間ない場合には失効します。

(3) 懸賞金には 20.315% (国税 15.315%・地方税 5%) の税金がかかります。

※平成 25 年 1 月 1 日～令和 19 年 12 月 31 日に受け取るお利息には、復興特別所得税が上乗せされ、20.315% の税金がかかります。懸賞金はマル優の対象ではありません。

9. 【譲渡・質入れの禁止】

(1) この預金、証書 (通帳)、懸賞金抽選権または懸賞金は、譲渡または質入れすることができません。

(2) 当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

(3) この預金について譲渡、質入れ、差押え等があった場合には、その効力はこの預金に付属する懸賞金抽選権または懸賞金等にも及ぶものとして取扱います。

10. 【成年後見人等の届出】

(1) 家庭裁判所の審判により補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに金庫当金庫所定の書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください

(2) 家庭裁判所の審判により任意後見監督人が選任された場合には、直ちに当金庫所定の書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

(3) すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前項 (1) 及び (2) を同様に届出てください。

(4) 前項 (1) から (3) の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、直ちに当金庫所定の書面によって届出てください。

(5) 前項 (4) の届出の前に生じた損害については、当金庫を責任を負いません。

11. 【保険事故発生時における預金者からの相殺】

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書、または預金証書に届出印を押印して通帳、預金証書とともに直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金 y さの保証債務から相殺されるものとします。

②前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

③第 1 号による指定により、債権保全上支障が生じる恐れがある場合には、当金庫は遅延なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第 1 項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②借入金当の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達

した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱については当金庫の定めによるものとします。

- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別に定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の期限がある場合においても相殺することができるものとします。

12. 【規定の変更等】

- (1) この規定の各条項やその他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫ホームページへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上